～清掃・設備員を募集します～

（太地町会計年度任用職員）

１．募集内容および勤務条件について

職　　種	清掃・設備員
採用予定人数	１名
職 務 内 容	館内外の維持管理清掃、その他所属長の指示による業務
申 込 資 格	・義務教育を終了し、誠実・健康に勤務が可能な方 ・普通自動車運転免許を有する方または取得見込の方
勤 務 場 所	太地町立くじらの博物館
報　　酬	日　　額：11,101 円～11,368 円 賞　　与：6 月及び 12 月 注）人事院勧告を受けた場合、報酬及び賞与の額は変更となります。
勤　務　日	週５日勤務のシフト制
休　　日	週休２日（シフトによる）
勤 務 時 間	午前８時 30 分から午後５時 00 分まで （うち昼休憩１時間）
休　　暇	有給：年次有給休暇、忌引休暇、病気休暇　等 無給：介護休暇　等
身　　分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる パートタイム会計年度任用職員
任　　期	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで **＊勤務成績が良好で、次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。** ＊採用された日から１ヶ月間は条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。
通勤に係る費用弁償	自宅から勤務官署までの通勤距離が片道２㎞以上であり、かつ町が最も合理的かつ経済的な経路及び方法であると認めた場合、「太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき支給されます。
加 入 保 険	厚生年金、共済保険、雇用保険

次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

＊禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

＊太地町会計年度任用職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

＊日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

２．申込みについて

受付期間	令和８年 10 月 13 日（火）から令和８年 11 月 13 日（金）まで
申込方法	郵送又は持参 （封筒の表面には「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きし、裏面には必ず自分の住所、氏名を明記してください。） **【郵送の場合】** 必ず「特定記録郵便」「簡易書留郵便」とし、太地町役場　総務課宛に送付して下さい。 **【持参の場合】** 太地町役場　総務課に直接ご本人がお越しください。 （受付時間：平日８時 30 分から 17 時 00 分まで）
提出書類	・太地町会計年度任用職員申込書 ・履歴書 ・免許証等の写し（ただし、資格を有する場合のみ）
その他	・申込書等の必要書類は、太地町役場　総務課に備え付けています。 （太地町ホームページからもダウンロードできます。） ・申込書等に記載した内容に不備があるとき、受理できない場合があります。 ・記載した内容に虚偽があることが判明したとき、申込みが無効となる場合があります。 ・提出書類は返却しません。

３．採用の決定方法について

面接により、任用の可否を決定します。

日時については、申込者に追って連絡します。

４．結果通知について

合否については、面接試験実施後、１週間以内に通知する予定です。